

令和3年度 第2回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 令和3年10月27日(水) 午前10時00分～11時00分
- 2 場 所 さいたま市役所本庁舎別館 2階 第4委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員 江口 幸治 会長 清水 節男 委員
新井 通巧 委員 廣澤 健一 委員(職務代理)
池田 一義 委員 松本 敏雄 委員
小風 明 委員
佐藤 理恵 委員
 - (2) 事務局 総務局長、人事部長、職員課長 外6名
 - (3) 議会局 議会局長、総務部長、秘書総務課長 外1名
- 4 欠席者 重川 純子 委員、野中 味恵子 委員
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議項目 議題1 審議会資料説明について
議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
 - ・ 支給月数について
 - ・ 改定時期について
- 7 議事の経過
 - (1) 会長挨拶
 - (2) 市長への意見報告及び市長からの諮問に係る報告
 - (3) 審議
 - 議題1 審議会資料説明について
 - 議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
 - (4) 答申に向けた意見集約
 - (5) 事務連絡
 - (6) 閉会

8 審議内容

(1) 市長への意見報告及び市長からの諮問に係る報告

- ・ 令和3年10月22日付けで、市長への意見報告を行った。
- ・ 意見報告書には、各委員の主な意見を掲載した上で、月例給については「据え置くことが適当」、特別給（期末手当）については「引下げの改定を行うべき」との審議会の結論を報告した。
- ・ 令和3年10月22日付けで、市長から「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について（支給月数及び改定時期について）」が改めて諮問されたので、諮問に応えるため引き続き審議をお願いしたい。

(2) 審議事項

議題1 審議会資料説明について

① 【事務局から配布資料について説明】

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会＜第2回資料＞」

② 【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

- ・ 今回、引下げ改定となると条例改正が必要になり、市議会での審議が必要となると思うが、次回の市議会の開催予定について伺いたい。

⇒ 仮に、本審議会から改定時期を一般職や国の指定職に準じて令和3年12月1日とする答申をいただいた場合、12月期の期末手当の支給に関する基準日である12月1日より前に、市議会での議決が必要となる。次回の市議会は、11月24日に開会となるので、同議会に条例改正議案を提出し、12月1日より前に議決をいただく流れとなる。

議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について

配布資料及び事務局の説明を踏まえ、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について、引下げ月数及び改定時期をどのようにするべきか、委員の意見を聴取。

【主な意見】（欠席委員から事前に聴取した意見を含む）

- ・ これまで国の指定職の支給月数に合わせるように改定してきた本審議会の経緯を尊重し、支給月数については、市長・副市長、市議会議員それぞれを0.10月分引下げとするのが妥当である。また、改定時期については、本年12月1日からとするのが適当と考える。

- ・ 支給月数については、市長・副市長、市議会議員それぞれ 0.10 月分引下げとするのが適当と考える。また、改定時期については、本年 12 月 1 日からとするのが適当と考える。
 しかし、一般職の改定状況が 0.15 月分引下げとなっていることを踏まえ、市長及び市議会が特別職も同様の引下げとする判断をした際は、判断を尊重する。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、民間企業の中には賞与の支給額が減少しているところもあると報道されている状況等を考慮すると、支給月数については、国の指定職に準じて、3.25 月とすることが適当と考える。改定時期については、市長・副市長、市議会議員ともに一般職や国の指定職に準じて本年 12 月 1 日から改定することが適当と考える。
 - ・ 支給月数については、0.10 月分引下げ、改定時期については、市議会の開催日程を考慮すると、本年 12 月 1 日が妥当である。
 なお、コロナ禍で大変な苦勞をしている市長や市議会議員の方々のことを考えると、今後、景気が良くなった場合には、状況を見て、国の指定職に準じるのではなく、本審議会独自の判断をしていくことも必要になってくると思われる。
- ⇒ 引下げ幅を 0.10 月分、改定時期を本年 12 月 1 日からとすることについて、全委員の意見が一致

【その他の意見】

- ・ 特別職を担っていく人材を確保することを考えると、特に市議会議員については他の所得がある方でないと議員活動をするのが困難な状況は市民にとって問題であると考えているので、今後は引上げも検討すべきではないか。

(3) 意見集約

① 【会長による各委員の意見集約】

支給月数については、0.10 月分の引き下げ、改定時期については、本年 12 月からという全員一致の意見である。したがって、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当については、年間支給月数を 0.10 月分引下げて「3.25 月」とする、改定時期は「令和 3 年 12 月 1 日」とする、という内容で答申書を作成することとしたい。

- ②【委員の意見】
異議なし。